

三田市市民活動支援基本指針

三 田 市

目 次

| | |
|---------------------------|----|
| はじめに..... | 1 |
| 基本指針の考え方..... | 2 |
| 1 . 市民活動支援基本指針の目的 | |
| 2 . 市民活動支援の考え方 | |
| 市民活動の定義..... | 3 |
| 1 . 市民活動とは | |
| 2 . 市民活動団体とは | |
| 市民活動団体との協働..... | 5 |
| 1 . 市民活動の社会的意義 | |
| 2 . 市民活動団体と行政の協働 | |
| 3 . 協働の形態 | |
| 市民活動支援の原則..... | 8 |
| 1 . 主体性と自律化の推進 | |
| 2 . 市民活動の相互理解 | |
| 3 . 公益性、社会性 | |
| 4 . 活動支援 | |
| 5 . 公開性と透明性 | |
| 市民活動支援の基本施策..... | 9 |
| 1 . 情報環境の整備 | |
| 2 . 活動拠点（仮称）市民活動支援センターの設置 | |
| 3 . 市民活動の支援プログラム | |
| 4 . 市民活動支援の推進体制 | |
| 5 . 基本施策の推移 | |
| 参考資料 | |
| ・ 語句説明..... | 16 |

はじめに

三田市では、平成 10 年 7 月に「21 世紀の都市づくり 三田国際会議」で、「都市づくりは『市民・企業・行政の連携』と『自律性のある市民組織の育成』が必要である」と協働のまちづくりの理念が示されました。

これを受けて、平成 14 年 3 月に第 3 次三田市総合計画「輝き三田 21」を、多くの市民の参画を得て策定しました。まちづくりの都市像「人と自然が輝くまち・三田」の実現に向けて、自律したパートナーシップ*による「市民」・「事業者」・「行政」の協働のまちづくりを目指しています。

これまで、まちづくりの公共的な分野はすべて行政が行うものといった意識が、わたしたちの中にあり、そのために、行政が担う分野はより拡大する傾向にありました。

昨今の少子・高齢化傾向や経済情勢、環境の問題から市民ニーズ*は複雑多様化し、それに対して行政としての市民サービスがどこまで可能なのか、また、財政状況からもどれだけ対応できるかなどが問われてきています。

加えて、市民生活ではより充実した生き方を求める意識や自己能力の高まりにより、ボランティア活動など多くの公益的な市民活動が活発に行われるようになってきています。

このような社会的背景を受け「輝き三田 21」が示す「協働のまちづくり」へのしゅみを具体的にすすめるため、平成 14 年 1 月 30 日に公募市民や学識者など 12 名の委員で構成する「市民活動研究委員会」を設置し、協議やワークショップ*などを重ねていただきました。そして、平成 14 年 11 月 19 日にまとめられた「自立と協働のために～三田市における市民活動支援のあり方に関する提言～」をもとに、この度、市民活動支援について市の基本的な考え方を示す指針を策定しました。

この指針は、これからの市民活動と行政の協働のしゅみをより確かなものとする第一歩となるものです。これをもとに市民の活動を支援し、自律とその活動の広がりを通して協働のまちづくりを推進してまいります。

また、これは市民ニーズとともにあり続け、柔軟な姿勢をもって変化に対応していくことが大事だと考えます。今後も、市民活動の推進状況とあわせて検討を加え、見直しを行います。